

令和5年度機構集積協力金交付事業の配分基準について

〔 令和5年5月30日 〕
〔 就農支援課 〕

機構集積協力金は、国から県に配分された予算の範囲内で実施するものであることを踏まえ、機構を活用した担い手への農地集積・集約化に資する観点から、令和5年度の配分基準は次のとおりとする。

1 前提

本年度交付対象となる地域及び農地所有者に対し、予算の範囲内で機構集積協力金を交付する。

2 予算が不足した場合の措置

(1) 機構集積協力金の種類ごとの優先順位

交付対象となるものの、国からの配分が不足し、全ての地域及び農地所有者に対し、交付することができない場合には、次の順で予算を配分することとする。

- ア 地域集積協力金
- イ 集約化奨励金
- ウ 経営転換協力金

(2) 同一の機構集積協力金の種類における地区及び農地所有者の優先順位

同一の種類において、その一部にのみ配分する場合は、次の指標による比較を行い、指標が高い地区、あるいは指標が大きい農地所有者の順に予算を配分する。

ア 地域集積協力金

新たな集積面積の割合が高い地域から配分する。

なお、割合が同率の場合は、貸付面積が大きい地域を優先する。

イ 集約化奨励金

新たな集積面積の割合が高い地域から配分する。

なお、割合が同率の場合は、貸付面積が大きい地域を優先する。

ウ 経営転換協力金

機構への貸付面積が大きい農地所有者から配分する。

なお、面積が同じ場合は、経営面積に占める貸付面積割合が高い農地所有者を優先する。

順位	種類（区分）	同一の種類における優先順位
1	地域集積協力金	新たな集積面積の割合が高い地域
2	集約化奨励金	
3	経営転換協力金	貸付面積が大きい農地所有者